② 病性判定日から遡って８日以上22日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家畜
③ 病性判定日から遡って22日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている家畜
④ 第４の２の⑵の④及び⑤に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

2 移動制限区域内の周辺農場の調査

⑴ 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚コレラの発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

② 立入検査

ア 都道府県は、動物衛生課と協議の上、患畜又は疑似患畜の判定後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（家畜を５頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（家畜を3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体（血液及び死亡家畜の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（家畜を５頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を実施する。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、検体（血液及び死亡家畜の扁桃）を採材し、動物衛生研究所に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施する。

⑵ 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（家畜を５頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究所に送付する。

⑶ 検査員の遵守事項

⑴及び⑵の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

① 車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
② 当該農場を出る際には、身体、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
④ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

3 その他

口蹄疫防疫指針第11の３を準用する。

第12 ワクチン（法第31条）

アフリカ豚コレラの発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第13 消毒薬

アフリカ豚コレラウイルスに対しては、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、界面活性剤、ヨウ素化合物などを成分とする消毒薬が有効である。

第14 家畜の再導入

口蹄疫防疫指針第14を準用する。

第15 発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16 その他

口蹄疫防疫指針第16を準用する。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１９４２号

札幌市北区北14条西３丁目１番31―202号
債務者　山吹　由廣

1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥山　倫行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１７号

仙台市泉区八乙女中央３丁目８番43号　ハイムシュバリエＡ202
債務者　伊丹　昭浩

1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　拓生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２０６号

広島県安芸郡海田町大立町７番19号
債務者　伊名波克仁

1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７７号

広島県東広島市八本松町正力1110番地　石井住宅内15号
債務者　塩路総業開発こと　塩路　勝治

1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　竜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２５号

広島市安佐南区沼田町大字伴9365番地３・202、前住所福岡市南区寺塚１丁目18番２―203号
債務者　久本　純子（旧姓神部）

1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祥行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５０号

福岡市東区香住ヶ丘５丁目５番５―201号、前住所大分県宇佐市院内町斎藤39番地
債務者　了戒　哲好

1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　勇一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２５４号

福岡市南区井尻１丁目13番２―608号、前住所福岡市南区井尻５丁目６番14―703号
債務者　古庄　　等

1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増永　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部